

道路交通法施行規則 第二章の六 停止表示器材の基準

○概要

高速自動車国道等において故障その他の理由により自動車を運転することができなくなったときは、当該自動車等が故障その他の理由により停止しているものであることを表示するために運転者が後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に**停止表示器材**を置かなければならない

○日本の法令に基づく表示義務

日本国内の道路交通法規則上では、**高速道路上でやむなく駐停車する場合に、三角表示板または停止表示灯の停止表示器材を設置しなければならない。**

積載義務でも購入義務でもなく設置義務であるため、仮に車両に積載していない状態で、高速道路を走行しても違反とはならない。この義務に違反した場合は「故障車輛表示義務違反」となり、違反点数：1点、反則金：普通車、二輪車 6,000円、大型車、中型車 7,000円、小型特殊車 5,000円が課せられる。

○停止表示灯の基準（道路交通法施行規則 第9条）2022/8 現在

ニ 灯火式の停止表示器材（次条において「停止表示灯」という。）にあっては、次に該当するものであること。

イ 路面上に設置した状態において、長さ十七センチメートル、幅十七センチメートル、高さ十五センチメートルを超えないものであること。

ロ 点滅式のものであること。

ハ 夜間（及び昼間）、路面上に設置した場合に二百メートルの距離から点灯を容易に確認できるものであること。

ニ 灯光の色は、紫色であること。

停止表示灯「パープルセーバーPRO」は

- ・道路交通法に定められる停止表示灯の基準（イ、ロ、ハ、ニ）を全て満たしています。
- ・法律では二百メートルが基準ですが、当製品は夜間 2000m／昼間 500m の距離から視認可能です（メーカー試験）